

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年7月10日（平成27年（行個）諮問第117号）

答申日：平成28年5月30日（平成28年度（行個）答申第23号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成26年特定月頃、渋谷労働基準監督署（担当者様）に相談し、平成27年特定月に不当解雇等による金銭請求の件で申告した申告処理台帳一式」に記載された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が平成27年3月27日付け東労発総個開第26-841号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

処分庁が不開示とした該当文書の内容は、大半が黒塗りであり被申告者の供述等が全く読み取れず役に立たない。

処分庁は法を理由にしているが、黒塗り部分全てにおいて個人情報が含まれているとは到底考えられず、法を拡大解釈しているものと推測される。審査請求人は、被申告者の個人情報提供は一切求めている。だが、被申告者の労働基準監督署の調査に対しての供述等経緯が全く読み取れないとなれば異議申立てせざるを得ない。よって再度該当文書の調査の上、該当文書の再提出を要望する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに基づき、部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべ

きものと考える。

2 理由

(1) 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、審査請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法等の違反があったとした情報提供による監督指導に係る関係書類であり、別表に掲げる文書番号1ないし4の文書（以下、第3において「対象文書」という。）である。

本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、以下に掲げる情報は、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

担当官が作成又は収集した文書（対象文書4の②）

対象文書4は、労働基準監督官が事務処理のために作成又は収集した文書であるが、対象文書4の②の文書には、審査請求人個人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(2) 不開示情報該当性について

ア 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（対象文書1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に「受理年月日」、「処理着手年月日」、「完結年月日」、「完結区分」、「申告処理台帳番号」、「受付者」、「担当者」、「被申告者の事業の名称」、「同所在地」、「同事業の種類」、「同事業の代表者」、「申告者の氏名」、「同住所」、「同事業場内の地位」、「申告事項」、「申告の経緯」、「申告事項の違反の有無」、「倒産による賃金未払の場合の認定申請期限」、「違反条文」、「移送の場合の受理監督署及び処理監督署」、「処理経過直接連絡の諾否」、「付表添付の有無」、「労働組合の有無」、「労働者数」及び「申告の内容」等が記載されている。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、「処理年月日」、「処理方法」、「処理経過」、「措置」、「担当者印」、「次長・主任（課長）印」及び「署長判決」が記載されている。

対象文書1の申告処理台帳続紙（2頁ないし7頁）の処理経過欄の

記載のうち、なお不開示とした部分には、労働基準監督官が面接した人物、当該事案に対する被申告事業場の見解、労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

対象文書1の①は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、これらの情報は、法人に関する情報であって、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、これらの情報は、法14条3号イ及びロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

対象文書1の①及び②は、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法な行為の発見を困難にするなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書1の①は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 被申告事業場から提出された文書（対象文書3）

対象文書3には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、当該情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、これらの情報には、法人に関する情報であって、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、これらの情報は、法14条3号イ及びロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

対象文書3には、これらの情報が開示されることとなれば、申告処

理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法な行為の発見を困難にするなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 担当官が作成又は収集した文書（対象文書4）

対象文書4の①には、労働基準監督官による申告処理の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、必要な資料が隠蔽されることにより、正確な事実の把握が困難となり、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては違法な行為の発見が困難になるおそれがある。さらには、このような違法な行為が発見されない状況は、事業者の法違反行為を惹起することとなり、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「被申告者の供述等が全く読み取れず役に立たない。法を拡大解釈しているものと推測される。」等と主張してその開示を求めているが、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ①平成27年7月10日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同月28日 | 審議 |

④平成28年4月21日

委員の交代に伴う所要の手續並びに本
件対象保有個人情報の見分及び審議

⑤同年5月26日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成26年特定月頃、渋谷労働基準監督署（担当者様）に相談し、平成27年特定月に不当解雇等による金銭請求の件で申告した申告処理台帳一式」に記載された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの不開示情報に該当するとして、その一部を不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分を取り消すべきとしている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性を検討した上で、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、上記第3の2（1）において、別表に掲げる文書4の②に記載された情報は、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないとして、不開示とすべきとしている。

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報の記載は認められない。そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

別表に掲げる文書4の②は、審査請求人からの申告を受け、被申告事業場の住所や連絡先を把握することを目的として、渋谷労働基準監督署において収集したものと認められる。そうすると、当該文書の記載内容に加え、その作成又は取得の目的等を考慮すると、当該文書に記載された情報は、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該文書に記載された情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

そして、諮問庁は、当該文書に記載された情報については、保有個人情報に該当するとされた場合にも不開示情報該当性を主張しないとしていることから、開示すべきである。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書1（申告処理台帳及び申告処理台帳続紙）の不開示部分について

ア 文書1の①の不開示部分（5頁の「処理経過」欄21行目ないし30行目を除く。）には，労働基準監督官と被申告事業場との電話対応に関する記録や被申告事業場の見解等が記載されており，これらを開示すると，当該事業場の内部情報が明らかとなり，当該事業場の取引関係や人材確保の面等において，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条3号イに該当し，同条2号，3号口，5号及び7号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

イ 文書1の①の不開示部分（5頁の「処理経過」欄21行目ないし30行目）には，当該申告事案について，労働基準監督官が認定した事実内容や処理方針等が記載されており，これを開示すると，労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容等が明らかになり，労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条7号イに該当し，同条2号，3号イ及び口並びに5号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

ウ 文書1の②の不開示部分（7頁の「処理経過」欄2行目）には，当該申告事案に係る労働基準監督機関における処理方針等が記載されているが，当該部分は，原処分で開示されている部分から明らかとなる内容であり，これを開示しても，労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また，同様の理由により，犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

したがって，当該部分は，法14条5号及び7号イのいずれにも該当せず，開示すべきである。

エ 文書1の②の不開示部分（「署長判決」欄の不開示部分）には，当該申告事案に係る労働基準監督機関における処理方針等が記載されており，これを開示すると，労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容等が明らかになり，労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又

は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書3（被申告事業場から提出された文書）について

当該文書は、申告処理の過程において、被申告事業場から労働基準監督官へ提出された文書であり、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されている。

当該文書が当該事業場から提出されたことは、審査請求人が知り得る情報であると認められず、当該文書に記載された情報を開示すると、労働基準監督機関が行う申告処理における調査の手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該文書は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書4（担当官が作成又は収集した文書）の不開示部分について

文書4の①の不開示部分には、申告処理の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されており、当該部分を開示すると、労働基準監督機関が行う申告処理における調査の手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当し、同条5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条2号、3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当で

あると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書名及び頁			2 諮問庁がなお不開示を維持すべきとしている部分	3 2の該当条文（法14条）	4 開示すべき部分
文書番号	文書名	頁			
1	申告処理台帳及び申告処理台帳続紙	1ないし7	① 2頁の「処理経過」欄5行目、6行目及び9行目ないし20行目 4頁の「処理経過」欄1行目ないし14行目及び17行目ないし20行目 5頁の「処理経過」欄1行目ないし19行目及び21行目ないし30行目	2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イ	なし
			② 7頁の「処理経過」欄2行目及び「署長判決」欄の不開示部分	5号及び7号イ	
2	担当官が作成又は収集した文書	8	全頁開示	—	—
3	被申告事業場から提出された文書	9ないし12	文書全体	2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イ	なし
4	担当官が作成又は収集した文書	13及び14	① 13頁の不開示部分	5号及び7号イ	なし
			② 14頁	保有個人情報非該当	